

京都市国民健康保険（高額療養費現物給付化に係る）限度額適用認定証交付に関する運用要綱

（目的）

第1条 この要綱は、限度額適用認定証の交付に当たって、国民健康保険法施行規則（以下「規則」という。）第27条の14の2第2項に規定する「特別の事情がある」と認められる場合」及び「保険者が適当と認める場合」の取扱いにつき、必要な事項を定めることを目的とする。

（特別の事情があると認められる場合）

第2条 規則第27条の14の2第2項に規定する「特別の事情があると認められる場合」とは、国民健康保険法施行令第1条各号の規定による「特別の事情」の発生日から6箇月以内に特別の事情に関する届出書の提出があり、現にその影響が継続している場合とする。ただし、特別の事情に起因しない滞納保険料がある場合において、当該滞納保険料については、保険者が適当と認める場合として、次条の規定を用いて認定する。

（保険者が適当と認める場合）

第3条 規則第27条の14の2第2項の規定による「保険者が適当と認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- （1） 滞納保険料（特別の事情に起因する滞納保険料を除く）について、限度額適用認定証交付申請書提出日より前に納付計画書を提出しており、当該納付計画に基づき履行をしている場合
- （2） 滞納保険料（特別の事情に起因する滞納保険料を除く）のうち2分の1以上を納付した上で、なお残る滞納保険料に係る納付計画書を提出する場合

（滞納保険料の特例）

第4条 第2条及び第3条に規定する滞納保険料は、限度額適用認定証交付申請書提出時において、国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3第3項の規定により、地方税法第15条の7第1項第1号及び第2号を準用して「滞納処分の停止」を行っている滞納保険料を除くものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。